

【答申の概要】 諮問第 167 号

「工場の許可申請書及び図面の部分開示決定に対する異議申立て」

件名	工場の許可申請書及び図面の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	特定の法人が建設した工場の建築許可申請書及びそれに付随する図面
非開示理由	静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号及び第 3 号（異議申立てがあった部分の非開示理由は第 3 号）
実施機関	静岡県知事（建築安全推進課）
諮問期日	平成 22 年 2 月 25 日
主な論点	・ 建築基準法による書類閲覧制度で、閲覧対象としているもの以外は、一般に非開示で保護すべき趣旨か。 ・ 工場の作業場の間取り及び床面積を開示することは、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものに該当するか。

**審査会の結論**

実施機関は、非開示とした部分のうち、異議申立てがあった、「配置図 1 階平面図」の作業場部分及び「建築物等の概要調書」における作業場床面積を、開示すべきである。

**審査会の判断**

1 異議申立ての対象情報等について

- (1) 異議申立人が公文書開示請求で開示を求めた公文書は、特定の法人（以下「本件法人」という。）が、昭和 51 年に当時の建築基準法（以下「法」という。）第 48 条第 3 項ただし書の規定による許可を受けるために、実施機関に提出した建築許可申請書（添付書類及び図面を含む。）である。その添付書類及び図面の内訳は、「建築許可申請に関する理由書」、「附近住民調書」、「配置図 1 階平面図」、「2 階平面図 立面図」、「建築物等の概要調書」及び「作業内容説明書」である。
- (2) その部分開示決定処分で非開示とされた部分のうち、異議申立ての対象となっているのが、「配置図 1 階平面図」の作業場部分及び「建築物等の概要調書」における作業場床面積（以下「本件情報」という。）である。
- (3) 「配置図 1 階平面図」は、本件法人の工場の 1 階平面配置図であり、建築許可申請のために作成された予定図面で、尺度は縮尺 1 : 200 となっている。当該配置図の一角を占めているのが作業場部分であり、同部分の形状は、特段複雑なものとはなっていない。
- (4) 「建築物等の概要調書」における作業場床面積は、本件法人が、50 平方メートルを超えるものとして許可申請した作業場の床面積が記載されたものである。
- (5) 許可を受け、建設された作業場について、法に係る指導が実施機関により行われている事実が認められた。
- (6) 昭和 51 年当時の法第 48 条第 3 項（現在の同条第 7 項）の趣旨は、当該工場が建築された地域のような準住居地域では、業務の利便増進と調和した住居環境を保護する目的のため、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものは建築することが原則としてできないが、行政庁が住居環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合はこの限りでないとするものである。

2 静岡県情報公開条例第 7 条第 3 号の該当性について

実施機関は、本件情報が条例第 7 条第 3 号の非開示情報に該当すると主張しているため、以下検討する。

- (1) まず、実施機関が、法第 93 条の 2 で定める建築関連書類閲覧制度の対象となっていない図書は、非開示で保護すべきものと位置づけられたものである旨を主張していることについて、その妥当性について検討する。法第 93 条の 2 では、その閲覧対象とした以外の情報について、所有者等の権利利益を不当に害するとして閲覧を禁止したというまでの趣旨は読み取れず、また、情報公開法制の適用を除外する規定も存在しないので、必ずしも一般に一律非公開で保護する趣旨であるとはいえない。したがって、条例の適用に当たっては、個別具体的に判断する必要がある。
- (2) 実施機関はさらに、本件情報を開示すると「法人の生産技術、販売及び営業等に関する企業情報が他者に知られることから、法人としての競争上の地位を害するおそれがあり、防犯上にも支障を及ぼすおそれがある」と具体的に主張するので、以下検討する。

ア 本件情報のうち、「配置図 1階平面図」の作業場部分について

法が一般に、当該工場が建築されたような準住居地域について、業務の利便増進と調和した住居環境を保護する目的で、原動機使用工場の「作業場」に特に着目している（その床面積を原則50平方メートル以下に制限している。）ことから、作業場の情報は、公益と一定の関連性があるといえるものである。また、本件図面はそれほど精ちでない詳細度で、作業場の間取り上には設置設備の名称の記載もないこと、30年以上前の配置図面であり現状に一定の変化が見られること、作業場の配置の形状は特段複雑なものとはなっておらず、特異性が現れているとは考えられないこと、さらには、作業場について一定の指導が行われている事情などにもかんがみれば、当該図面の作業場部分が開示されたとしても、事業者の製造ノウハウ・技術力等がある程度推測されて競争上の地位が害されたり、防犯上の不利益が助長されたり、あるいは事業者の内部管理の自治を侵害するというような側面が、事業者の「正当な」利益を害するほどのおそれの程度を伴って発生するとまでは認められない。

なお、当審査会が見分したかぎり、1階平面図のうち作業場の間取りの部分のみを区切って開示する作業に特段の困難さ、図面としての不自然さはなく、条例第8条第1項の「容易に区分」できる場合に該当するものである。

イ 本件情報のうち、「建築物等の概要調書」における作業場床面積が記載された部分について

法が一般に、本件のような準住居地域について、業務の利便増進と調和した住居環境の保護を目的に、原動機使用工場の「作業場」に特に着目してその床面積に原則50平方メートル以下との数値的な制約をかけ、通常は50平方メートル弱程度だと推知されていることにかんがみれば、本件のように特例で50平方メートル超を許可された作業場についてその具体的な数値が開示されたとしても、ことさら「正当な」利益を害するおそれがあるとまではいえない。

ウ 以上から、本件情報は、公にすることにより、本件法人の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。